

【対象者】

3人以上の子どもを扶養し、そのうち出生の早い順から数えて第3番目以降の児童・生徒の学校給食費を負担している保護者。

なお、保護者と扶養されている子どもは、ともに寄居町に住所を有し生計を一にしている必要があります。

【対象となる場合の一例】

3人の子を扶養し、3番目の子が該当



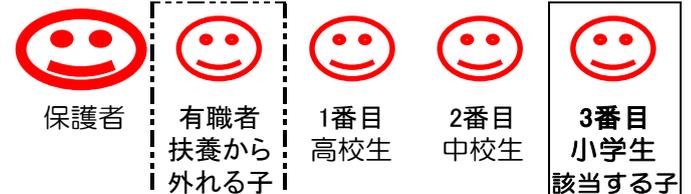
4人の子を扶養し、3番目、4番目の子が該当



4人の子を扶養し、3番目の子は学校給食を利用していないため、4番目の子が該当



扶養している子は3人であり、高校生の子から数え始めるので、3番目の小学生が該当



【補助金限度額（年額） 1人当りの給食費】

補助金限度額（年額） 1人当りの給食費（令和3年度）

小学校1年生 : 42,820円

小学校2年～6年生 : 44,000円

中学校1年～2年生 : 55,000円

中学校3年生 : 52,910円

※小学校1年生と中学校3年生の給食費の年額は、年度ごとの給食回数の増減に伴い変更されます。

【対象にならない場合の例】

- 学校給食費に未納がある。【被扶養者のうち一人でも給食費に未納がある場合は対象となりません。】
- 国又は地方公共団体の負担において学校給食費に係る扶助を受けている。
- 生活実態が認められない。

- 保護者が3人の子を扶養していても、未就学の場合は対象になりません。



- 保護者が3人の子を扶養していても、子供が町内に住所を有していない場合は数えず、対象になりません。 ※住民票上の住所が寄居町であるだけでなく、実際に寄居町に生活実態があることが要件となります。

